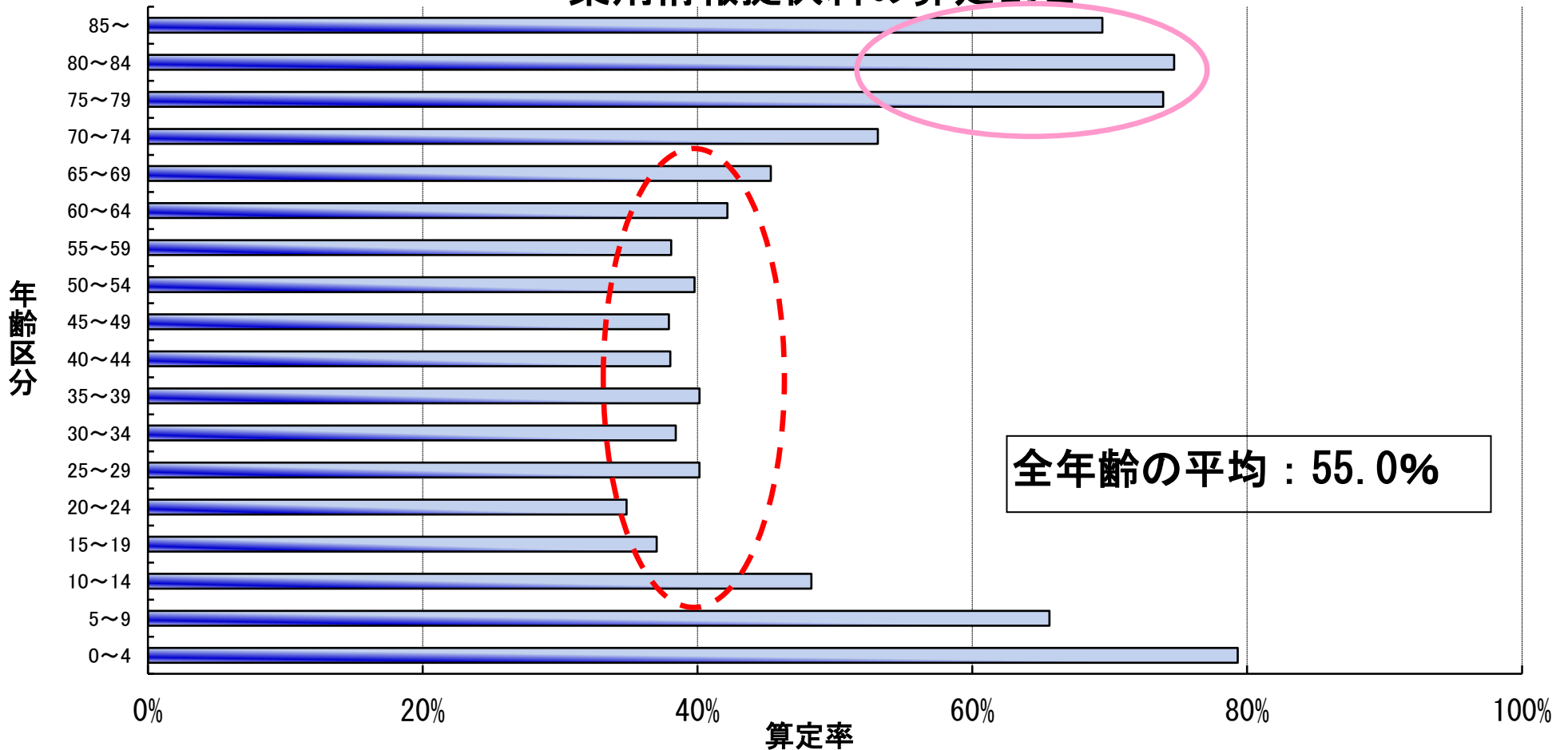


○ 平成20年から21年度まで導入されていた「後期高齢者薬剤服用歴管理指導料」においては、お薬手帳を通じて薬剤情報を共有することの評価も含めた報酬体系であった。

薬剤情報提供料の算定割合

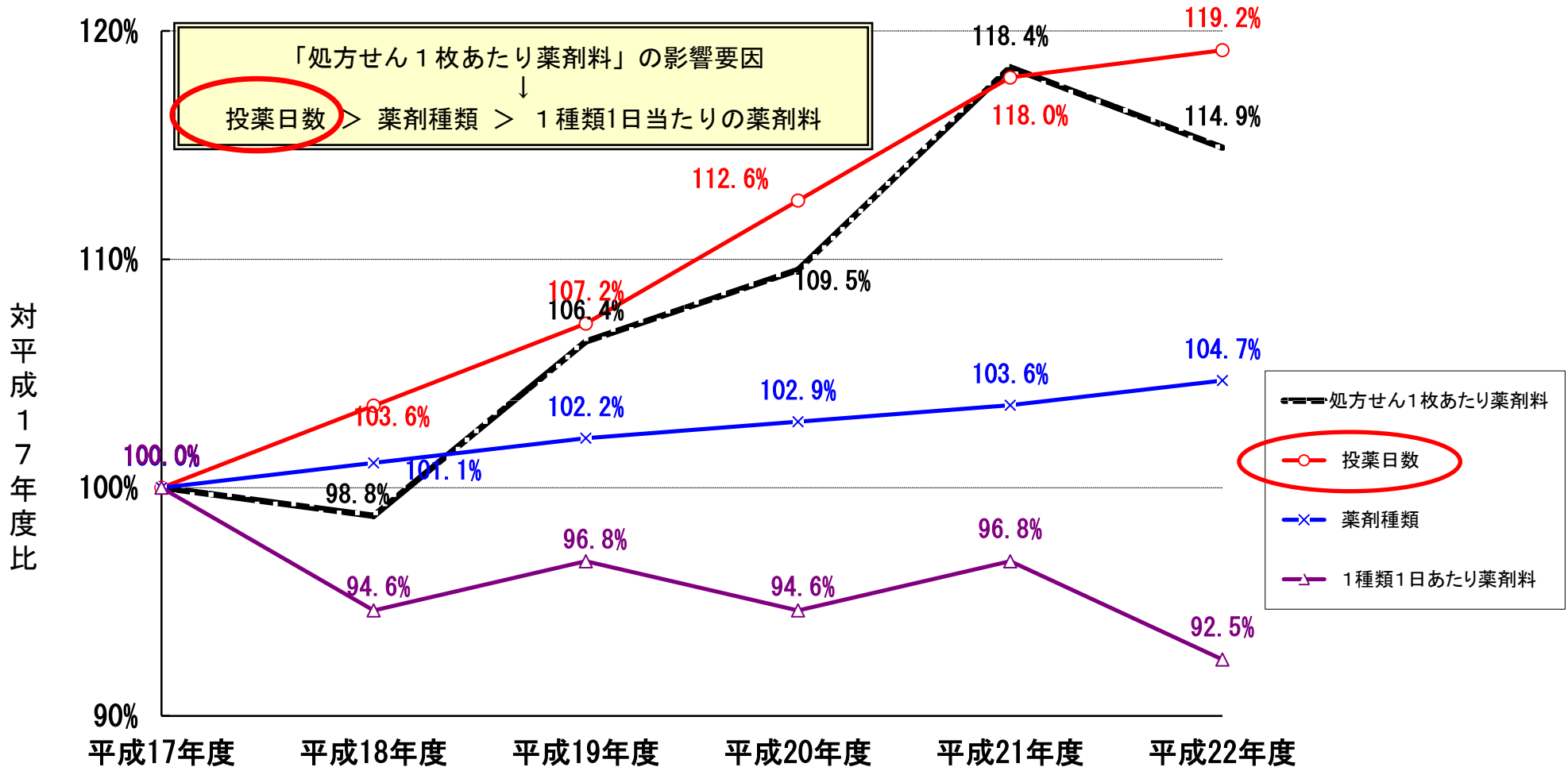


平成22年社会医療診療行為別調査（厚生労働省大臣官房統計情報部）より

処方せん1枚あたりの薬剤料(3要素分析)について

○ 処方せん1枚あたりの薬剤料が増加している要因として、投薬日数の増加(長期処方)が最も寄与している。

処方せん1枚あたり薬剤料(3要素)について



最近の調剤医療費(電算処理分)の動向の概要より(厚生労働省保険局調査課)

ハイリスク薬について薬学的管理指導項目の明確化

特定薬剤管理指導加算（ハイリスク薬）の算定要件の明確化

特に安全管理が必要な医薬品（ハイリスク薬）が処方されている場合の算定要件を明確化するための見直しを行う。

特定薬剤管理指導加算の算定要件である、ハイリスク薬が処方された患者に対して行う、その効果や関連副作用の有無等の確認内容等を明確化する。

【留意事項通知にて、以下の点を明示する】

➤ ハイリスク薬が処方されている場合に、患者又はその家族等に対して、当該薬剤が「ハイリスク薬」である旨を伝え、当該薬剤について、これまでの指導内容等も踏まえた適切な指導を行った場合に算定できること。

➤ ハイリスク薬に関して、薬学的管理指導を行う上で必要な情報については事前に情報を収集することが望ましいが、薬局では得ることが困難な診療上の情報の収集については、必ずしも必要とはしないこと。

6歳未満の乳幼児への服薬指導に対する評価

乳幼児(6歳未満)への服薬指導の薬学的管理指導における評価

乳幼児(6歳未満)への薬学的管理指導に関しては、現行は、調剤技術料(自家製剤加算及び計量混合調剤加算における「特別の乳幼児用製剤」加算として)の中で評価されているが、この調剤料の加算項目を削除するとともに、乳幼児の処方せんを受け付けた場合であって、乳幼児が安全に、又は容易に服用できるよう、乳幼児への服薬指導を行った場合、薬剤服用歴管理指導料の加算を新設する。

(新) 乳幼児服薬指導加算 5点(処方せん受付1回につき)

現 行	改 定 後
【薬剤服用歴管理指導料】 (処方せんの受付1回につき) 30点	【薬剤服用歴管理指導料】 (処方せんの受付1回につき) <u>41点(改)</u> [算定要件] <u>注 6歳未満の乳幼児に係る調剤に際して必要な情報等を直接患者又はその家族等に確認した上で、患者又はその家族等に対し、服用に関して必要な指導を行い、かつ、当該指導の内容等を手帳に記載した場合には、所定点数に5点を加算する。</u>



3. 調剤報酬における適正化・合理化

基準調剤加算の施設基準の見直し

基準調剤加算の施設基準については、地域医療を応需する「かかりつけ薬局」のあるべき方向性等を考慮し、備蓄医薬品の品目数は実態等を踏まえた品目数に見直しを行うとともに、特定の医療機関の診療時間等に応じた開局時間を設定している薬局については施設基準を満たさないこととするよう要件を見直す。

現 行	改 定 後
<p>【基準調剤加算】</p> <p>1 基準調剤加算 1 10点</p> <p>2 基準調剤加算 2 30点</p> <p>[施設基準]</p> <p>(1) 通則</p> <p>イ、ロ 略</p> <p>二、ホ 略</p>	<p>【基準調剤加算】</p> <p>1 基準調剤加算 1 10点</p> <p>2 基準調剤加算 2 30点</p> <p>[施設基準]</p> <p>(1) 通則</p> <p>イ、ロ 略</p> <p>ハ <u>地域の保険医療機関の通常の診療時間に応じた開局時間となっていること。</u></p> <p>二、ホ 略</p> <p>(2) 基準調剤加算 1 の基準 十分な数の医薬品を備蓄していること。</p> <p>(3) 基準調剤加算 2 の施設基準</p> <p>イ、ロ 略</p> <p>ハ 十分な数の医薬品を備蓄していること。</p>

【基準調剤加算の施設基準の見直し点】

	基準調剤加算1	基準調剤加算2
備蓄品目数	500品目  700品目	700品目  1000品目
開局時間	<u>特定の保険医療機関からの処方せん応需にのみ対応した開局時間とはならないこと※</u>	

※ 経過措置

平成24年3月31日において、現に基準調剤に係る届出を行っている保険薬局については、同年6月30日までの間に限り、実際の開局時間にかかわらず「地域の保険医療機関の通常の診療時間に応じた開局時間となっている」とみなし取り扱うが、同年7月1日以降はこの限りではない。

調剤情報提供料、服薬情報提供料等の見直し

薬学管理料における調剤情報提供料、服薬情報提供料等については、一連の調剤・薬学的管理指導行為の中で算定されるものであるため、整理・統合する見直しを行う。

調剤情報提供料、服薬情報提供料及びその加算である服薬指導情報提供加算については廃止し、これらを統合した評価として、新たに「服薬情報等提供料」を新設する。

現 行	改 定 後
【調剤情報提供料】 （処方せんの受付1回につき） 15点	<u>（削除）</u>
【服薬情報提供料】 （月1回に限り） 15点	<u>（削除）</u> 【服薬情報等提供料】 （月1回に限り）
	<u>15点（新）</u>
	[算定要件]
	<u>注 処方せん発行保険医療機関から情報提供の求めがあった場合又は薬剤服用歴に基づき患者に対して薬学的管理及び指導を行っている保険薬局が当該患者の服薬等に関する情報提供の必要性を認めた場合において、当該患者の同意を得て、当該患者が現に診療を受けている保険医療機関に対して、服薬状況等を示す情報を文書により提供した場合に月1回に限り算定する。</u>

後発医薬品の使用促進について

後発医薬品の普及に関する基本的考え方

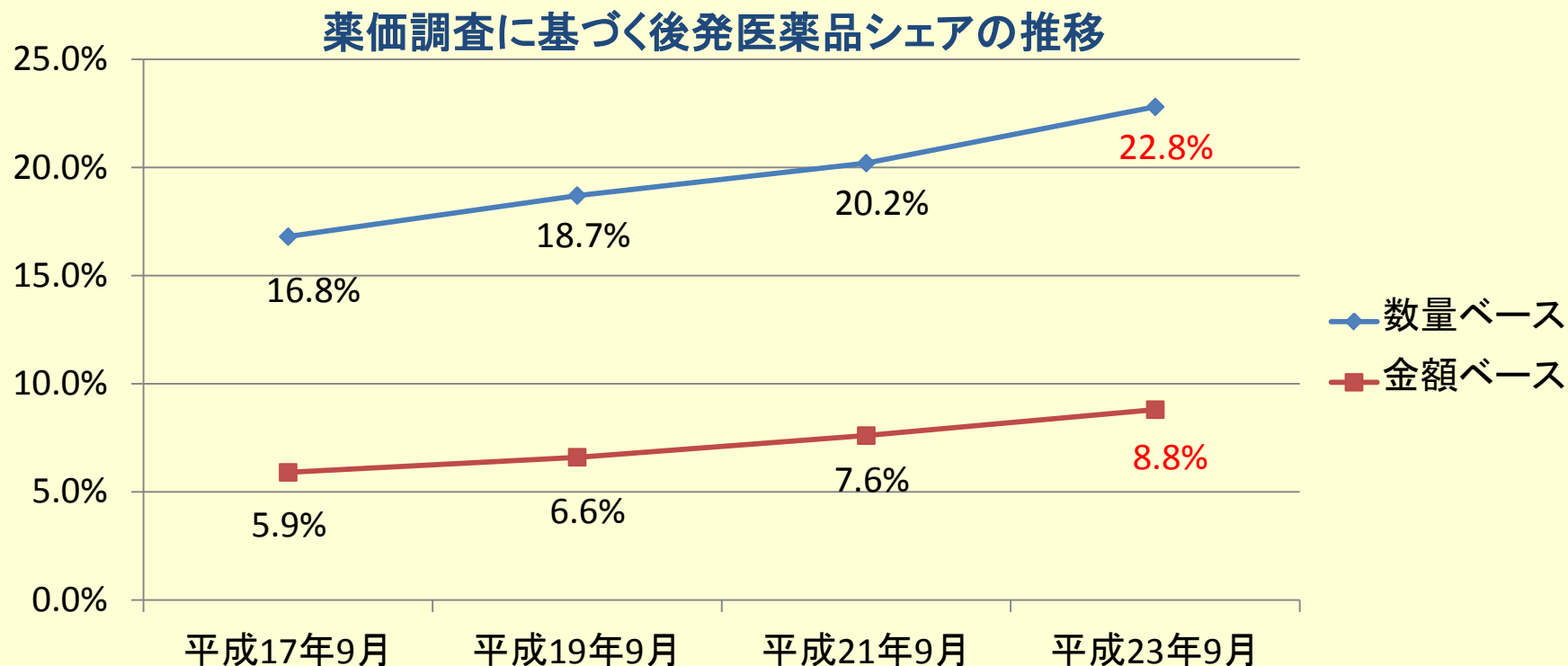
- 後発医薬品を普及させることは、患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資することから積極的に推進。これは単に医療費を抑制することに目的があるのではなく、限られた医療費資源の有効活用を図り、国民医療を守ることに本旨がある。
- 後発医薬品の普及のためには、患者・国民や医療関係者の信頼を獲得できるよう、安定供給や適切な情報提供等に努めていくことが重要。

<政府目標>

- 後発医薬品の普及は、患者の負担軽減及び医療保険財政の改善に資することから、平成24年度までに数量シェアを30%以上とすることを目標に、「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」(平成19年10月)を策定し、総合的な取組を行っている。
- 社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定)においても、「後発医薬品の使用促進」が医療・介護等分野における具体的改革項目として示されているところ。

<後発医薬品のシェア>

平成23年9月時点での後発医薬品の数量シェアは22.8%、金額シェアは8.8%となっている。

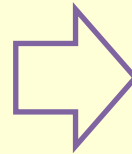


後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進

薬局における取組の評価

- 薬剤情報提供文書を活用した後発医薬品の情報提供※を評価する。
※ 薬剤服用歴管理指導料における薬剤情報提供文書に、後発医薬品の有無、価格等の情報を付加。
- 後発医薬品の調剤数量に係る評価について算定要件を見直す。

現行		
調剤数量割合	20%	6点
	25%	13点
	30%	17点



改定後		
調剤数量割合	22%	5点
	30%	15点
	35%	19点

医療機関における取組の評価等

- 後発医薬品の使用割合に応じた段階的な評価を導入する。
30点（採用品目割合：20%） → 28点（採用品目割合：20%以上）
35点（採用品目割合：30%以上）
- 薬局での後発医薬品の調剤を行いやすくするため、医師が後発品がある医薬品について、一般名処方を行った場合の評価を新設する。

（新） 一般名処方加算 2点（処方せん交付1回）

銘柄名処方（現行）
原則、当該銘柄を用いて調剤



一般名処方（改定後）
有効成分が同一であれば、どの後発医薬品も調剤可能

- 諸外国の例にならい、個々の処方薬※ごとに、後発医薬品への変更の可否を明示するよう処方せん様式を見直す。

※ これまでは、処方薬全体で変更の可否を明示。

保険薬局の調剤基本料における 後発医薬品調剤体制加算の見直し(1)

現在、後発医薬品調剤体制加算の要件として、後発医薬品の使用割合(数量ベース)が20%以上、25%以上及び30%以上の場合に段階的な加算を適用しているところである。

薬局における後発医薬品の調剤を促すため、調剤基本料における後発医薬品調剤体制加算の要件について、数量ベースでの後発医薬品の使用割合が22%以上、30%以上及び35%以上に改めることとし、特に30%以上及び35%以上の場合を重点的に評価する。

現 行	改 定 後																		
<p>【後発医薬品調剤体制加算】(処方せんの受付1回につき)</p> <p>直近3か月間の医薬品の調剤数量(調剤した医薬品について薬価基準上の規格単位ごとに数えた数量のことをいう。)のうち、後発医薬品の調剤数量の割合が、それぞれ、上記のとおりであること。</p>	<p>【後発医薬品調剤体制加算】(処方せんの受付1回につき)</p> <p>直近3か月間の医薬品の調剤数量(調剤した医薬品について薬価基準上の規格単位ごとに数えた数量のことをいう。)のうち、後発医薬品の調剤数量の割合が、それぞれ、上記のとおりであること。</p>																		
<table> <tr> <td>1</td> <td>20%以上</td> <td>6点</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>25%以上</td> <td>13点</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>30%以上</td> <td>17点</td> </tr> </table>	1	20%以上	6点	2	25%以上	13点	3	30%以上	17点	<table> <tr> <td>1</td> <td>22%以上</td> <td>5点(改)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>30%以上</td> <td>15点(改)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>35%以上</td> <td>19点(改)</td> </tr> </table>	1	22%以上	5点(改)	2	30%以上	15点(改)	3	35%以上	19点(改)
1	20%以上	6点																	
2	25%以上	13点																	
3	30%以上	17点																	
1	22%以上	5点(改)																	
2	30%以上	15点(改)																	
3	35%以上	19点(改)																	

保険薬局の調剤基本料における 後発医薬品調剤体制加算の見直し(2)

1. 後発医薬品の調剤数量の割合を計算する際に、経腸成分栄養剤及び特殊ミルク製剤に加えて、漢方製剤及び生薬については、分母から除外することとする。

後発医薬品の調剤数量の割合を算出する際に、分母から除外する医薬品

- ① 経腸成分栄養剤
- ② 特殊ミルク製剤
- ③ 生薬 **【追加】**
- ④ 漢方製剤 **【追加】**
- ⑤ その他の生薬および漢方処方に基づく医薬品 **【追加】**

2. 平成24年度薬価改定の結果、先発医薬品の薬価よりも「高くなる」、又は「同じとなる」後発医薬品については、後発医薬品の使用に係る診療報酬上の評価の対象としている「診療報酬における後発医薬品」のリストから除外することとする。



26成分78品目

診療報酬上の評価の対象とならない後発医薬品のリスト①

成分名	該当する後発医薬品	企業名	対応する先発医薬品	企業名
プロマゼパム	セニラン錠1mg	サンド	レキソタン錠1	中外製薬
メダゼパム	メダゼパム錠2(ツルハラ)	鶴原製薬	レスミット錠2	塩野義製薬
	バムネース錠2	東邦新薬		
	メダゼパム錠5(ツルハラ)	鶴原製薬	レスミット錠5	塩野義製薬
	バムネース錠5	東邦新薬		
バルプロ酸ナトリウム	ハイセレニン細粒40%	MSD	デパケン細粒40%	協和発酵キリン
メチルジゴキシン	メチルジゴキシン錠0.05mg「タイヨー」	大洋薬品工業	ラニラビッド錠0.05mg	中外製薬
イソソルビド	イソソルビドシロップ70%「タイヨー」	大洋薬品工業	イソバイドシロップ70%	興和
	イソソルビド内用液70%「あすか」	あすか製薬		
	イソソルビド内用液70%分包30mL「あすか」	あすか製薬	イソバイドシロップ70%分包30mL	興和
リン酸ジメモルファン	ホフバン錠10mg	辰巳化学	アストミン錠10mg	アステラス製薬
アンブロキシール塩酸塩	ムコサールドライシロップ1.5%	日本ベーリンガーインゲルハイム	小児用ムコソルバンDS1.5%	帝人ファーマ
テオフィリン	スロービッド顆粒20%	サンド	テオドール顆粒20%	田辺三菱製薬
	テオロング錠50mg	エーザイ	テオドール錠50mg	田辺三菱製薬
	テオロング錠100mg	エーザイ	テオドール錠100mg	田辺三菱製薬
	テオロング錠200mg	エーザイ	テオドール錠200mg	田辺三菱製薬
ケトチフェンフマル酸塩	ジキリオンシロップ0.02%	日医工ファーマ	ザジテンシロップ0.02%	ノバルティス ファーマ
アモキシシリン水和物	アモリン細粒10%	武田薬品工業	サワシリン細粒10%	アステラス製薬
			パセトシン細粒10%	協和発酵キリン
	アモリンカプセル125	武田薬品工業	サワシリンカプセル125	アステラス製薬
		パセトシンカプセル125	協和発酵キリン	
	アモリンカプセル250	武田薬品工業	サワシリンカプセル250	アステラス製薬
			パセトシンカプセル250	協和発酵キリン
セファレキシシン	センセファリンカプセル250	武田薬品工業	ケフレックスカプセル250mg	塩野義製薬
ペンタゾシン	トスパリアル注15	小林化工	ソセゴン注射液15mg	アステラス製薬
			ペンタジン注射液15	第一三共
マルトース	マルトースML輸液10%	テルモ	マルトース輸液10%	大塚製薬工場
	マルトース注MP10%	マイラン製薬	マルトース輸液10%(10%500mL1袋)	大塚製薬工場
	マドロス輸液10%	扶桑薬品工業		
維持液(17)	ソルデム3PG輸液	テルモ	10%EL-3号輸液	味の素製薬

診療報酬上の評価の対象とならない後発医薬品のリスト②

成分名	該当する後発医薬品	企業名	対応する先発医薬品	企業名
マルトース加乳酸リンゲル	ニソリM注	マイラン製薬	ポタコールR輸液(250mL1袋)	大塚製薬工場
	ソルラクトTMR輸液	テルモ		
	ニソリM注	マイラン製薬		
	ヒシラックM液	ニプロファーマ		
	ニソリM注	マイラン製薬	ポタコールR輸液(500mL1袋)	大塚製薬工場
	ラクトリンゲルM注「フソー」	扶桑薬品工業		
	ラクトリンゲルM注「フソー」	扶桑薬品工業		
	ニソリM注	マイラン製薬		
	ソルラクトTMR輸液	テルモ		
	ヒシラックM液	ニプロファーマ		
酢酸維持液(1)	ベンライブ注	マイラン製薬	アクチット注(200mL1瓶)	興和
	エスロンB注	アイロム製薬		
	ベンライブ注	マイラン製薬		
	ソルマルト輸液	テルモ		
	アクマルト輸液	光製薬		
	エスロンB注	アイロム製薬	アクチット注(500mL1瓶)	興和
	ベンライブ注	マイラン製薬		
	ベンライブ注	マイラン製薬		
	ソルマルト輸液	テルモ		
	アクマルト輸液	光製薬		
ブドウ糖加酢酸リンゲル	リナセート輸液	味の素製薬	ヴィーンD注	興和
	ペロール注	マイラン製薬	ヴィーンD注(500mL1瓶)	興和
	アクメイン注	光製薬		
	ソリュージェンG注	アイロム製薬		
	リナセート輸液	味の素製薬		
	ペロール注	マイラン製薬		
	ソルアセトD輸液	テルモ		
	アクメイン注	光製薬		
腹膜透析液(4-7)	ステイセーフバランス 1/1.5 腹膜透析液	フレゼニウス メディカル ケア ジャパン	ダイアニール-N PD-4 1.5腹膜透析液	バクスター
腹膜透析液(4-8)	ステイセーフバランス 1/2.5 腹膜透析液	フレゼニウス メディカル ケア ジャパン	ダイアニール-N PD-4 2.5腹膜透析液	バクスター
過テクネチウム酸ナトリウム(99mTc)	メジテック	日本メジフィジックス	ウルトラテクネカウ	富士フイルムRIファーマ

診療報酬上の評価の対象とならない後発医薬品のリスト③

成分名	該当する後発医薬品	企業名	対応する先発医薬品	企業名
アセトアミノフェン	パラセタ坐剤小児用50	シオエ製薬	アンヒバ坐剤小児用50mg	アボットジャパン
	アセトアミノフェン坐剤小児用50mg「タナベ」	長生堂製薬	アルピニー坐剤50	久光製薬
	アセトアミノフェン坐剤小児用50mg「TYK」	大正薬品工業	カロナール坐剤小児用50	昭和薬品化工
	アフロギス坐剤50	日新製薬（山形）		
	アセトアミノフェン坐剤小児用100mg「TYK」	大正薬品工業	カロナール坐剤100	昭和薬品化工
	アフロギス坐剤100	日新製薬（山形）	アンヒバ坐剤小児用100mg	アボットジャパン
	パラセタ坐剤100	シオエ製薬	アルピニー坐剤100	久光製薬
	アセトアミノフェン坐剤小児用100mg「タナベ」	長生堂製薬		
ヒアルロン酸ナトリウム	オペガンハイO. 4眼粘弾剤1%	生化学工業	ヒーロンO. 4眼粘弾剤1%	エイエムオー・ジャパン
	オペガンハイO. 6眼粘弾剤1%	生化学工業	オペガンO. 6眼粘弾剤1%	生化学工業
	オペガンハイO. 85眼粘弾剤1%	生化学工業	ヒーロンO. 6眼粘弾剤1%	エイエムオー・ジャパン
トラニラスト	アレニスト点眼液O. 5%	東亜薬品	リザベン点眼液O. 5%	キッセイ薬品工業
			トラメラスPF点眼液O. 5%	日本点眼薬研究所
			トラメラス点眼液O. 5%	ニッテン
硝酸イソソルビド	アンタップテープ40mg	帝人ファーマ	フランドルテープ40mg	トーアエイヨー
アズレンスルホン酸ナトリウム	アズレミック錠口腔用5mg	東洋製薬化成	アズノールST錠口腔用5mg	日本新薬
インドメタシン	セラスターテープ70	救急薬品工業	カトレップパップ70mg	帝國製薬
	テンポラルパップ70mg	昭和薬品化工	カトレップテープ70mg	帝國製薬
	トラップオンパップ70mg	ピオメディクス	イドメシンコーワパップ70mg	興和
	インテナシンパップ70mg	原沢製薬工業	ラクティオンパップ70mg	テイカ製薬
	インドメタシンパップ70mg「YD」	陽進堂	インサイドパップ70mg	久光製薬
	インドメタシンパップ70mg「日医工」	日医工	コリフメシンパップ70mg	東和製薬：和歌山
	インドメタシンパップ70mg「三友」	三友薬品	ハップスターID70mg	大石膏盛堂
		ゼムパップパップ70	救急薬品工業	
		インテナースパップ70mg	東光薬品工業	
		アコニップパップ70mg	テイカ製薬	